

組織規程

令和2年11月18日

規程第3号

第1章 総則

第1条 一般財団法人日本財団電話リレーサービス（以下「当財団」という。）の組織、所掌事務及び職制に関する事項は、当財団の定款に定めるもののほか、この規程による。

第2章 組織及び所掌事務

第1節 部署及びその所掌事務

第2条 事務局に、部門及び次のチームを置く。

管理部門

総務チーム

経理チーム

広報チーム

業務部門

業務企画調整チーム

システム管理開発チーム

通訳オペレーションチーム

カスタマーリレーションチーム

第3条 総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会、監事監査の庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 登記、諸願及び諸届に関すること。
- (4) 法人印の管守に関すること。
- (5) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 人事及び労務に関すること。
- (8) 福利厚生に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること（ただし、通訳オペレーションチーム所掌のものを除く）。
- (10) 法人文書の開示及び公表並びに個人情報保護に関すること（ただし、通訳オペレーションチーム所掌のものを除く）。

- (11) 役員の秘書に関すること。
- (12) 当財団の業務に関する情報システムの統括、運営及び管理に関すること。
- (13) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (14) 当財団全体の統括管理及び総合調整に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事務に関すること。

第4条 経理チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 税務に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 交付金の受入れに関すること。
- (7) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (8) 予算の作成及び管理に関すること。
- (9) 資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (10) 契約に関すること。

第5条 広報チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電話リレーサービスの周知啓発に関する広報活動の企画及び実施をすること。
- (2) ブランディング、メディア対応、ウェブサイトの運営及び管理その他周知啓発に関すること（ただし、他の部署の所掌とするものを除く）。

第6条 業務企画調整チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電話リレーサービス提供に関する部署間の調整を図ること。
- (2) 電話リレーサービス提供に関する公共の福祉の増進を目的とする業務を行うこと。
- (3) 交付金、助成金等の申請及び報告に関すること。
- (4) 前各号に関する調査研究事業に関すること。

第7条 システム管理開発チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電話リレーサービス提供システムの保守管理を行うこと。
- (2) 電話リレーサービス提供システムの改善、改修、開発を行うこと。
- (3) 電話リレーサービス提供システムの不具合へ対応すること。

第8条 通訳オペレーションチームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 手話リレー、文字リレー等の電話リレーサービスを提供すること。
- (2) 通訳オペレーターの技術向上を目的とした研修を企画、実施すること。

第9条 カスタマーリレーションチームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電話リレーサービスに関する各種問い合わせへ対応すること。
- (2) 電話リレーサービスに関する苦情等へ対応すること。
- (3) 電話リレーサービスの利用者獲得に係る業務を行うこと。
- (4) 電話リレーサービスに関する利用者登録に係る業務を行うこと。
- (5) 利用料未払者への支払対応に関すること。

第2節 職制

第10条 専務理事及び常務理事は、理事長が別に定めるところにより所掌する部門の業務を担当する。

第11条 部門に統括ディレクター、部門を組成するチームにそれぞれディレクターを置くほか、定められた事務を分掌する構成員を置くことができる。

第12条 ディレクターは、担当常務理事の命を受け、その担当するチームの所掌事務を統括し、担当常務理事を補佐する。

第13条 その他事務局職員の職制及び資格等級区分については、理事長が別に定める役割資格制度による。

第3章 雑 則

第14条 事務局に契約職員、嘱託及び臨時雇用員を置くことができる。

附 則 (令和2年11月18日 規第3号)

この規程は、令和2年11月18日から施行し、令和2年10月1日から適用する。